

工事現場の施工体制「建設業法」 「適正化法」に係るQ&A

平成31年3月

茨城県牛久市

最終改訂：令和5年4月

目 次

1. 建設業の許可	1
2. 主任技術者等の設置	4
3. 主任技術者等の専任	8
4. 主任技術者等の専任期間	12
5. 主任技術者等の交代	13
6. 現場代理人	15
7. 下請負	17
8. 一括下請負	19
9. 施工体制台帳等	21

1. 建設業の許可

Q 1 - 1

建設業の「大臣許可」と「都道府県知事許可」とは、どう違うのか？

A： 建設業を営む場合には、建設業法による建設業の許可を受けることが必要であり、その許可には、「大臣許可」と「都道府県知事許可」の2種類があります。2以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする場合は国土交通大臣、1の都道府県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受ける必要があります。

Q 1 - 2

「一般建設業」と「特定建設業」との違いは何か？

A： 建設業の許可は、「一般建設業」と「特定建設業」に区分され、軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請、下請を問わず許可を受けようとする業種ごとに、一般建設業又は特定建設業の許可を受けなければなりません。

どちらの許可も建設工事の発注者から直接請け負う請負金額には制限がありませんが、発注者から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の額（その工事に下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる下請契約を締結して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。

Q 1 - 3

一次下請業者が二次下請業者に発注する額が4,500万円を超える場合、一次下請業者も特定建設業の許可を受けていなければならないか？

A： 下請発注額によって特定建設業の許可が必要とした要件は、元請業者に対してのみ求めているものです。一次下請以下と契約している建設業者については、このような制限はありません。そのため、一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限がなく、その発注額による特定建設

業、一般建設業の条件もありません。なお、公共事業の適正な執行を図るためには、国交省の「建設産業における生産システム合理化指針」において下請業者の選定基準が示されていますので、それに従って選んでください。

Q 1 - 4

建設業の許可を要しない軽微な建設工事のみを請け負う事を営業するものとは何か？

A： 建設業法上では、「建設業者＝建設業許可業者」と「建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていない者を問わず、全ての建設業を営む者」との用語の使い分けをしており、次のような軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなくても建設業を営むことができます。

- ・ 建築一式工事⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積150㎡に満たない木造住宅工事
- ・ その他の工事⇒500万円に満たない工事

Q 1 - 5

軽微な工事（500万円未満）は、建設業許可がなくても請け負う事ができるが一次下請であるA社（者）及びB社（者）から二次下請として、それぞれの請負金額が500万円未満である場合の契約は可能か？

A： A社（者）、B社（者）とのそれぞれの再下請負の金額が500万円未満ならば、どちらも契約が可能です。なお、一次下請A社（者）と独立した工種ごとに契約をし、個別には500万円未満だが合計すると500万円以上になる場合や、工事の工期が長期間の場合で、500万円未満の工事を請け負った後、再度500万円未満の工事を請け負い、合計すると500万円以上となる場合においては、軽微な工事の範囲にはなりません。

Q 1 - 6

経営事項審査とは何か？

A： 建設工事の適正な施行を確保するため、建設業法による最低必要条件としての許可制度が設けられていますが、それに加えて工事の規模や施工技

術などにおいては要求する技術水準などが違うため、これに見合う建設業者を選定するため設けられた制度です。

このため、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「公共工事」という。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について、建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を必ず受けなければなりません。

Q 1 - 7

経営事項審査と競争入札参加資格との関連は、どのようなものか？

A： 牛久市が発注する建設工事や設計などの競争入札に参加できる者は、牛久市がその資格を有すると認めた者に限られます。従って、競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ定められた申請書類を牛久市に提出し、資格を有するかどうかの審査を受けなければなりません。

Q 1 - 8

Q 1 - 1 でいう建設業法上の営業所とは、どのようなものか？また、一般競争入札の参加に必要な要件における営業所はどのような扱いとなっているのか？

A： 建設業法において営業所とは、建設業に関する営業に実質的に関与する本店又は支店、もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所のことです。

常時請負契約を締結する事務所とは、見積、入札、契約締結等、請負契約の締結にかかる実体的な行為を行う事務所をいいます。

営業所としての最低限度の要件は、

- ・ 契約締結に関する権限を委任されていること
- ・ 事務所など建設業の営業を行うべき場所を有していること
- ・ 電話、机等備品を備えていること
- ・ 一般建設業ではQ 2 - 3 の資格を持つ技術者を専任で置くこと
- ・ 特定建設業ではQ 2 - 4 の資格を持つ技術者を専任で置くことが必要です。

2. 主任技術者等の配置

Q 2 - 1

主任技術者及び監理技術者の配置が必要な工事とは何か？

A： 建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、許可区分が特定・一般を問わず、また、元請・下請を問わず、さらに請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければなりません。

また、発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、特定建設業の許可を受けていなければならず、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

Q 2 - 2

主任技術者及び監理技術者の職務は何か？

A： 主任技術者及び監理技術者は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行います。

なお、監理技術者については、建設工事の施工に当たり外注する工事（下請負）についても、施工を担当する全ての専門工事業者等を適切に指導・監督するという総合的な機能を果たすことが求められています。

Q 2 - 3

主任技術者の資格要件は何か？

A： 建設工事の現場においては、一定の資格又は実務経験を有する主任技術者を設置することが必要で、以下に該当する者をいいます。

（一般建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一）

1) 下記の実務経験を有する者

- ① 高等学校の指定学科卒業後5年以上
- ② 高等専門学校・大学の指定学科卒業後3年以上
- ③ 上記以外の学歴の場合10年以上

2) 1級及び2級施工管理技士等の国家資格者等

Q 2 - 4

監理技術者の資格要件は何か？

A： 建設工事の現場においては、一定の資格又は実務経験を有する監理技術者を設置することが必要で、以下に該当する者をいいます。

(特定建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一)

指定建設業

- ① 1級施工管理技士等の国家資格者
- ② 国土交通大臣が①と同等以上の能力を有すると認定した者

Q 2 - 5

専任で配置する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であれば良いのか？

A： 発注者が国、地方公共団体又は公共法人等の建設工事について、元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるもので、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、かつ監理技術者講習を過去5年以内に受講した者となっています。

また、この監理技術者資格者証については、担当している工事がある場合は、常に携帯していなければなりません。

Q 2 - 6

当初、主任技術者を設置した工事で大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった場合、監理技術者を設置しなければならないか？

A： 工事内容の大幅な変更等により下請契約の請負代金額の合計が4,500万円以上となった場合は、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければなりません。

一般的には入札（開札）時に提出する工事費内訳書や施工計画の作成などにより、あらかじめ下請金額が想定されるので、工事施工当初においてこのような状況が予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を設置しておく必要があります。

Q 2 - 7

日々の単価契約により、行っているクレーン作業やコンクリートポンプ打設時に主任技術者等の設置が必要か？

A： 建設業法第24条で、「委託その他何らの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は建設工事の請負契約とみなして、この法律を適用する。」と規定されています。

単価契約であっても作業内容が建設工事の請負契約に該当しますので、主任技術者等の設置が必要です。

Q 2 - 8

下請負にレッカー作業、コンクリートポンプ打設、ガス圧接、鍛冶工を契約しているが、下請業者は主任技術者等を配置しなければならないか？

また、現場事務所の設置、電気及び水道などの仮設工事は主任技術者等を配置しなければならないか？

A： 契約内容が建設工事である場合は、下請業者であっても主任技術者を配置しなければなりません。

仮設工事等であっても建設工事であれば主任技術者等を専任又は非専任で配置しなければなりません。

Q 2 - 9

人材派遣会社から派遣された社員を主任技術者等とすることができるか？

A： 直接的かつ恒常的な雇用関係がなければ、主任技術者等とすることはできません。直接的雇用関係とは、技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証等により建設業者との雇用関係が確認できることが必要なので、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

また、恒常的な雇用関係とは、当該企業に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが担保されていることに加え、企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を配置できるとともに、技術者が円滑に企業の持つ技術力を活用でき、3ヶ月以上の雇用関係が必要です。

なお、特例として、合併、営業譲渡及び会社分割等の組織変更に伴う所

属営業所の変更があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にある者とみなします。

また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することがその後の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではありません。

Q 2 - 1 0

技術者の身分確認のため、健康保険証等を常時携帯していなければならないのか？

A： 技術者の当初の確認時、健康保険証等のコピーでも本人と確認できれば、常時携帯する必要はありません。

なお、被扶養者などの情報については不要であり、身分を確認することができる部分のコピーで可とします。

Q 2 - 1 1

主任技術者との直接的及び恒常的雇用関係については、健康保険被保険者証でその事実を確認することとされているが、定年退職後、本人（主任技術者）の希望で国民健康保険に加入している場合は、どのような証明を受ければ良いのか？

A： 社会保険に加入を義務付けているのにも関わらず、なぜ、国民健康保険に加入しているのか疑問です。

公的に証明する会社と本人との雇用関係（事業所名の記載ありに限る）については、健康保険被保険者証を主とし、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書、その他公的機関の発行した雇用関係が確認できる書類で確認をすることとなります。

なお、法定保険の加入義務があるにもかかわらず未加入の場合は、従業員が保険の給付を受けることができないなどの不利益を被る事態を生じる可能性があるため、速やかに社会保険事務所等に相談して下さい。

Q 2 - 1 2

請負額が500万円未満の場合、主任技術者の設置は不要か？

A： 建設業法第26条第1項によると、建設業者は請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、同法第2条第3項では、「建設業者」を同法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者と定義しています。従って、建設業の許可を受けた請負者が建設工事を請け負って施工する場合は、請負額、元請又は下請に係わらず主任技術者を配置しなければならない。なお、建設業の許可を1業種も受けていないで建設業を営む者が軽微な建設工事を請け負って施工する場合は、主任技術者の配置義務は生じません。

3. 主任技術者等の専任

Q 3 - 1

主任技術者等の専任が必要な工事とは何か？

A： 公共性のある工作物に関する重要な工事（個人住宅などを除くほとんどの工事が該当します。）で、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事を施工しようとする場合は、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で置く必要があります。「現場ごとに専任」とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味し、元請・下請負に係わらず、常時継続的に工事現場に置かれていることが必要です。

Q 3 - 2

密接な関係のある2つの工事を同一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所において施工する場合、同一の主任技術者等が専任で2つの工事に当たることができるか？

A： 密接な関係のある2つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、発注の形態が縦断的に1工区～3工区のように近接しているだけのものには適用されません。

また、監理技術者は大規模な工事に係る統合的な管理を行う性格上2つ

以上の工事を兼任することは認められないので、この規定は専任の監理技術者については適用されません。

注：例えばA工事+B工事の下請負代金が4,500万円以上となる場合は、専任の監理技術者の配置が必要となります。

Q3-3

建設業法施行令第27条第2項では「密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる」とされており、発注者が異なっても適用されるということだが、ここで言う「密接な関係のある2以上の工事」とは、どのような工事なのか？

A： 「密接な関係のある」とは、例えば橋梁上部工とその舗装工事などは、これに該当するものと考えられますが、この運用は制限的なものです。具体的にどのような工事が該当するかは、各工事に即して慎重に検討する必要があります。

Q3-4

監理技術者は、どのような場合にも密接な関係のある2以上の工事現場において、兼務はできないのか？

A： 監理技術者については、大規模な工事を総合的に管理することが任務であることから、2以上の工事を兼任することはできません。

ただし、

- ・発注者が同一の建設業者と締結するもの
- ・契約工期が重複するもの
- ・工事の対象物となる工作物に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるもの）

これらの要件が全て満たされる工事に限って、同一の監理技術者が専任で2以上の工事に当たることができます。

また、令和2年10月より、要件を満たした専任の「監理技術者補佐」を各工事に配置することで、監理技術者（特例監理技術者）は2つの工事を兼務できることとなりました。

※詳細は「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省HP）」や「建設工事における技術者等の適正配置について（牛久市HP）」等を参照してください。

Q 3 - 5

工場製作工事において、同一工場内で他の同種工事に係る製作がある場合、主任技術者等は2つの工事にそれぞれ配置されなければならないのか？

A： 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作工事において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、同一の主任技術者等が専任で2つの工事に当たることができま

Q 3 - 6

Q 3 - 5 のAにおける「一元的な管理体制」とは、どのようなことか？

A： 2つの工事それぞれの施工計画・協議・工程管理・品質管理・安全管理等について、同一の技術者が効率的に行うことができる体制のことをいいます。

Q 3 - 7

一次下請であるA社（者）及びB社（者）から、二次下請として契約しそれぞれの請負金額が4,000万円未満である場合、主任技術者等は2つの工事を兼務しても良いのか？

A： それぞれの請負金額が4,000万円未満ならば、どちらも専任になりません。ただし、適正な施工を確保することに、十分な配慮（非専任とは、工事現場に常駐することを免除され、工事現場に携わらなくても良いと言う事ではない。）が必要です。

Q 3 - 8

営業所と工事現場が至近距離にあるため、営業所の専任技術者を主任技術者等として工事現場に従事させることはできないか？

A： 営業所の専任技術者については、営業所に常勤して職務に従事することを要する者とされており、所属営業所に常勤していることが原則です。
例外として、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態にあって、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、兼務することができます。（全ての要件を満たす必要があります。）また、契約約

款において現場代理人の常駐を求めていますので、主任技術者等が現場代理人を兼務する際は、判断に当たり注意が必要です。

【平成15年4月21日付け国土交通省の通達による。】

※1. 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

(監理技術者制度運用マニュアル 三) また、「営業所の専任技術者」との兼任もできません。

※2. 条件付き一般競争入札(技術者の専任を求めている案件)、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事には、従事できない。

(監理技術者制度運用マニュアル 二一二(5))

Q3-9

経營業務の管理責任者となっている者が、工事現場の専任の主任(監理)技術者になることについてはどうか?

A: 経營業務の管理責任者は、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している必要があるとされています。つまり、工事現場に主任(監理)技術者として専任配置されてしまうと、毎日所定の時間中、本社、本店等において経營業務の管理責任者としての職務に従事できないことになるので認められません。

Q3-10

土木工事で一次下請から二次下請に4,500万円以上の下請をする場合、一次下請も主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないか?

A: 建設業法第26条第2項及び同施行令第2条に示すとおり、発注者から直接請け負った特定建設業者で、一次下請契約額の合計が一定金額以上(土木工事4,500万円以上)となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないとされています。従って、監理技術者の配置が必要となるのは元請だけであり一次下請の場合は、土木工事4,500万円以上の下請契約を行っても主任技術者を配置すれば良いです。

4. 主任技術者等の専任期間

Q 4 - 1

発注者と他機関との調整のため、工事を一時中止している期間は、主任技術者等の専任を解除できるのか？

A： 発注者から直接工事を請け負った建設業者が主任技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となりますが、発注者の都合により一時中止した場合は、工事現場への専任を要しません。

ただし、工事を中止する期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

※詳しくは、工事一時中止に係るガイドラインを参照して下さい。

Q 4 - 2

工事現場への立入調査や施工計画の立案等、工事準備に未着手の場合、又は工事が完成し竣工検査と事務手続が残っている場合の当該期間は、主任技術者等の専任を要しないか？

A： 現場施工に未着手の場合は専任を要しません。未着手とは請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間をいい、実際には現場事務所の設置、資機材の搬入、又は建設工事が開始されるまでの期間をいいます。

また、竣工検査と事務手続のみが残っている場合は、専任を要しませんが、受注者はまだ引渡しが終わっていない（完成していない）ことを心しておく必要があります。

Q 4 - 3

二次下請業者まで契約があり、二次下請業者が工事を行っている期間は、一次下請業者の主任技術者等は専任しなくても良いのか？

A： 一次下請業者の請負金額が4,000万円以上である場合は、自らが直接施工する工事がない期間であっても、主任技術者等は現場に専任していなければなりません。また、非専任であっても二次下請業者の技術的な指導等が必要であるため、施工中は専任することが望ましい。

例：三次下請業者まで下請けされている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者（請負金額が4,000万円以上）は、自らが直接施工する工事がない場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません。

Q 4 - 4

工場製作を含んだ橋梁工事において、工場製作期間と現場における橋脚工事の期間が重複している場合、1人の主任技術者等の専任で構わないか？

A： 重複する期間中に専任技術者がどちらかの現場に張り付くと、工場製作現場と工事現場は離れていることから、当然、一方の現場は技術者が不在になってしまいますので、重複する期間は個々に技術者が必要になります。

なお、工場製作のみで現場が稼働していない期間が、設計図書、打合せ記録等の書面で明確にされている場合に限って、現場の技術者は専任を要しません。

Q 4 - 5

工場製作を伴う工事として、橋梁工事の他にどのような工事が該当するのか？

A： 工事内容にもよりますが、下水道のプラント工事、エレベータ工事、門扉設置工事などの工場製作を伴う工事については、当該工場製作のみが稼働している期間は、橋梁工事と同様の取扱いが可能です。

5. 主任技術者等の交代

Q 5 - 1

条件付き一般競争入札において、事前に申請した配置予定技術者を工事途中で変更することができるか？

A： 配置予定技術者が専任することを条件に入札に参加していることから、工事途中で変更することはできません。ただし、次のやむを得ない事由等の場合には変更が可能です。

1. 技術者の事情（病休、退職、死亡）により、交代が必要と認める場合。
2. 受注者の責によらない理由による中止や工期が延長された場合。
3. 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
4. 大型工事で、1つの契約工期が多年に及ぶ場合。

いずれの場合も、発注者と受注者の協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模・難易度等に応じて一定期間重複して工事現場に配置するなどの配慮が必要です。

Q 5 - 2

主任技術者等が死亡したため交代する必要が生じたが、当社には現有で交代できる技術者がいないため、新たな技術者を雇用し専任の主任技術者等としたいと考えているが、恒常的な雇用関係の考え方によれば入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされており、これを守るため受注者の理由による工事一時中止を請求したいがどうなのか？あるいは、発注者から契約解除されることになるのか？

A： 主任技術者が病気、退職、死亡のやむを得ない事由等の交代に該当します。交代する技術者は、前技術者と同様に入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者となりますが、そのような技術者がいない場合、変更の申請があり受理した時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者となります。それでも設問のように技術者がいない場合には、交代がやむを得ない理由によるものであり、また、工事の継続によって事業効果に多大なる問題が生じるのであれば、3ヶ月未満の新たな技術者でも認めることもやむを得ないと考えます。この場合であってもQ 5 - 1のように、前技術者と同等以上の技術力を有する者を確保するよう努めるものとします。ただし、判断に当たっては注意が必要です。

Q 5 - 3

発注者の都合によって工事が一時中止となった場合、又は設計変更により工期が延長された場合は、主任技術者等を交代させても良いのか？

A： 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどる監理技術者等の工期途中で交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がありますが、受注者の責によらない理由により中止となった場合、工期が延長された場合は、技術者の交代を認めます。ただし、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等に確保される必要があることから、工事の規模、難易度等に応じて必要とする期間について

て、技術者を重複して工事現場に配置する措置をとった場合に限りです。

Q 5 - 4

専任の主任技術者等が短期間現場を離れる場合、工事打合せ簿等（協議）で処理しても良いか？

A： 社会的な規範から判断して、次のような場合、概ね1週間以内の必要な日数を工事打合せ簿等で協議することにより処理してください。

なお、この場合においても、現場が施工中の場合には職務の代行が可能な技術者を配置するなど、請負業者として施工管理、安全管理に十分配慮することが必要です。

- ・ 社内の安全会議
- ・ お盆
- ・ 通院、短期の入院
- ・ 冠婚葬祭
- ・ 企業が定めた休暇等

6. 現場代理人

Q 6 - 1

現場代理人の職務及び資格要件は何か？

A： 現場代理人は、請負契約の履行に関して工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更・請求・受領及び契約の解除など重要事項を除いて、この契約に基づく一切の任務を代行する者で、施工技術上の管理をつかさどる主任技術者と違う役割を担うものであり、特段の資格を必要とはしていません。

なお、現場代理人が主任技術者又は監理技術者としての資格を持っている場合は、兼務することが可能です。

Q 6 - 2

発注者と他機関との調整等のため、工事を一時中止している期間や工事の完成（竣工届提出）後、引渡完了までの間、他工事の現場代理人になることができるか？

A： 契約約款において、現場代理人は工事現場に常駐することとしています。これは、当該契約に係る作業期間中、常に工事現場に滞在し、発注者等との連絡に支障を来さないようにすることを目的としているものです

が、工事を中止する期間が設計図書若しくは工事打合せ簿等の書面により明確になっている場合で、かつ現場管理が十分に行われていると認められる場合は、他の工事の現場代理人となることを認めます。

また、作業を完了し工事が完成（竣工届提出）した後は、常駐する必要はありませんが、検査及び引渡が行われていないことから受注者としての善管注意義務は残っており、事務手続や発注者との連絡などに支障を来さないよう留意が必要です。

なお、現場代理人が主任（監理）技術者を兼任している場合は、「常駐」の可否とは別に専任期間（検査終了まで）を確保する必要があります。

Q 6 - 3

現場代理人が他工事の現場代理人を兼任することができる時は、どのような場合か？

A： 工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡が確保されると認められる場合であり、次の（１）又は（２）を満たす工事で、現場代理人を兼任することができます。

（１）次のアからウの基準を満たす場合は、２件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

ア. 請負代金額が４，０００万円未満の工事であること。

イ. 工事現場が原則、牛久市内であること。

ウ. 公共工事であること（他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。）。

（２）建設業法施行令第２７条第２項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた２件の工事で現場代理人を兼任できるものとし、書面にて明確にする必要があります。

なお、基準を満たす場合であっても、それぞれの工事に受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置し、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すことや、兼任時においても、それぞれの工事における現場代理人としての職務は適切に執行することが必要です。

7. 下請負

Q 7-1

警備会社と契約し交通誘導員の派遣を受けたが、これは下請契約となるか？

A： 交通誘導業務は、建設業法第2条第1項で規定する「建設工事」には該当しません。また、建設業法第2条第4項では、「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。」と規定されており、建設工事の請負契約には当たらないため、下請契約とはなりません。

- 下請契約とはならない例としては、交通誘導業務、清掃業務、賄い、建設資材の輸送、生コンの輸送、土砂等の運搬、建設機械のリース契約などがあります。
- 下請契約となる例としては、オペレータ付きのコンクリートポンプ・クレーン作業、生コンを輸送しコンクリート型枠への圧送や打設、土砂の運搬と積み込み作業を含む契約などがあります。

Q 7-2

オペレータ付きリース契約は、下請契約となるか？

A： 建設業法第2条第1項で規定する「建設工事」に該当し、また、リース契約であっても、建設業法第24条では、「委託その他何らの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」とされており、建設業法第2条第4項で定める下請契約になります。

なお、労働者派遣法第4条において、労働者派遣法の適用除外となる業務として「建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務をいう。）」とされているので、この契約について下請契約をせずに行う場合は、労働者派遣法違反となるおそれがあります。

Q 7-3

他の建設会社から作業員の労務提供を受けたが、これは下請契約となるか？

A： 警備や清掃などの単なる労務提供ではなく、建設工事の完成を目的とし

た作業を請け負わせる場合は請負契約に当たるため、適正な下請契約を行ってください。下請契約をせずに行う場合、労働者派遣事業の適用除外と規定されている労働者派遣法に違反するおそれがあります。

Q 7 - 4

資材メーカーにブロックの製造と資材置き場までの搬入を内容とする契約をしたが、これは下請契約になるか？

また、資材置き場までの搬入ではなく、トラッククレーン等による現場へのブロック設置を含む契約をした場合、下請契約になるか？

A : 資材置き場までの搬入は下請契約に当たりません。ただし、設置作業等、建設業法の請負工事に当たる部分を包括するものであれば下請契約となりますので、この場合は資材置き場までの搬入を超えて施工現場へのブロック設置を行う場合は、下請契約となります。

Q 7 - 5

同一入札参加者が下請契約となることや、資材を購入しても問題ないか？

A : 建設業法としては、特に制限する条文等はないが、同一入札参加者への下請けは、談合を誘発するのではという疑念や丸投げなど、事前の利益供与も可能となり、適正な競争入札を阻害する要因となります。発注者としては、真にやむを得ない場合を除き、同一入札参加者への下請けについては、極力避けるよう指導する必要があります。

なお、指導に応じず下請契約が締結された場合は、建設業法や適正化法の規定に基づき現場における施工体制の確認を行うなど十分に配慮してください。

また、真にやむを得ない場合とは、特殊な機械（船員付の起重機兼グラブ船・クレーン付台船・台船・浚渫船）で、リース物件として市場で調達できない場合等が挙げられます。

Q 7 - 6

3社（者）で共同企業体を組んでいるが、その構成員へ下請をさせることは問題ないか？

A : このような下請契約には、共同企業体の構成員としての会社と下請業者としての会社との契約が存在しており、同一企業が同一契約において双方

の当事者となる自己契約に該当します。直ちに建設業法違反となるものではありませんが、このような契約は、出資比率に比べて1つの構成員が施工の多くを手がけることとなるため、実態上は共同企業体制度の趣旨に反し、また、一括下請負に該当するなどの建設業法違反となるおそれが高く、他の構成員の実質的な関与を担保する手段がないため、適当ではありません。

このような契約は、基本的には締結すべきではなく、例えば、1つの構成員が特殊工法を有している等により担当範囲が多くなると予想される場合には、当該構成員の出資比率を当該担当範囲に見合うよう出資比率を設定すべきです。

例として、出資比率A : B : C = 40 : 30 : 30が元請として受注した建設工事のうちの50%を構成員Cに下請発注する場合は、 $A = 40 \times 1/2 = 20$ 、 $B = 30 \times 1/2 = 15$ となり、 $C = 30 \times 1/2 = 15$ だけでなく、下請として施工する $100 \times 1/2 = 50$ が加わり合計が65の割合で関与し、出資比率A : B : C = 20 : 15 : 65となり、出資比率と比べて実質的にCの関与する割合が大きくなってしまいます。従って、このような下請発注は、原則として認められません。

Q 7 - 7

上請けは、禁止されているのか？

A : 上請けとは同業種の上位規模の会社に施工させることを指し、一律禁止されているものではありませんが、上請けは一般的に一括下請負につながりやすいため、その的確な排除が必要であり、配置予定技術者の確認、施工体制台帳の活用等により元請業者としての実質的関与の確認などに十分留意してください。

8. 一括下請負

Q 8 - 1

一括下請負とは何か？

A : 受注者が自己の請け負った建設工事をそのまま一括して下請けさせることは、発注者の信頼に反するばかりでなく、工事施工上の責任の所在を不明確にし、工事の適正な施工を妨げられることから、建設業法や適正化法で禁止されています。(一次以下すべてに該当)

次のような場合が典型的な例で、元請負人がその下請工事の施工に実質

的に関与している場合を除き、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主な部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。
- ② 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。

Q 8 - 2

外注の比率が何%なら一括下請負となるか？

A： 比率や金額で一括下請負の疑義があるというのではなく、請け負った工事に実質的に関与しているかどうかで判断します。

Q 8 - 3

工事の中に含まれる特殊工事を専門工事業者に下請させることは、一括下請負となるのか？

A： 元請業者が実質的に関与していれば一括下請負にはなりません。

Q 8 - 4

元請の実質的な関与とはどこまでの範囲をいうのか？

A： 元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する的確な主任技術者又は監理技術者を配置し、①発注者との協議、②住民への説明、③官公庁等への届出等、④近隣工事との調整、⑤施工計画、⑥工程管理、⑦出来形・品質管理、⑧完成検査、⑨安全管理、⑩下請業者の施工調整・指導監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要で、単に技術者を配置しているだけでは「実質的に関与している」とはいえません。

Q 8 - 5

元請が実質的に関与していることの確認は、どのような方法で行うか？

A： 発注者として実際に施工されている現場において点検することが重要です。一括下請負の疑義がある場合には、主任技術者等に対して具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、施工管理等に関し十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ下請負人の主任技術者等からもヒアリングを行います。

Q 8 - 6

機器・設備等の設置工事を一次下請として請け負ったが当社では、当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については当社が認めた認定会社（二次下請）が行いました。当社は該当機器・設備の設置マニュアルの作成や認定業務を行っているが、この場合でも一括下請負に該当するか？

A： 設置マニュアルの作成や認定業務のみでは、現場における技術指導を行なったとは言えず、一括下請負に当たります。このような場合は、機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定会社と締結することが適当です。

Q 8 - 7

一括下請負は、公共工事のみに該当するのか？

A： すべての建設工事において、一括下請負は原則禁止（建設業法第22条）されている。公共工事については、平成13年4月1日「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施工に伴い、一括下請負は全面的に禁止されました。民間工事においても「共同住宅を新築する建設工事」について、平成20年11月28日より一括下請負は全面的に禁止されました。これ以外の民間工事については、元請が施主に書面で承諾を得た場合は、この限りではありません。なお、このように施主から書面で承諾を得て一括下請負をさせる場合であっても、元請として主任（監理）技術者を配置する義務を負うことには変わりはありません。

9. 施工体制台帳等

Q 9 - 1

施工体制台帳への下請契約の記載は、少額の契約のもの、施工期間の極めて短いものでも全て記載する必要があるか？

また、建設業許可を受けていない者との少額な請負契約についても必要か？

A： 建設業法の規定により、特定建設業者が元請となって4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請けに出すときは、下請、孫請などその建設工事に関わる全ての下請負人（建設業許可を受けていない者を含む）について記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとともに、発注者へ写を提出しなければなりません。

Q9-2

施工体制台帳への下請契約の記載は、全ての下請業者とされているが、三次、四次等の業者は、請負契約を交わしていない業者がほとんどであり、全ての下請業者を記載すると書類提出が遅れることになるが、一次までの記載ではだめか？

A： 施工体制台帳の作成を義務付けている主旨は、一括下請負の禁止のみにとどまらず、工事の施工に当たる全ての業者を発注者及び元請負人において把握・監督させることによって、建設工事の適正な施工を確保することにあります。（適正な請負契約を交わし、全て記載して、施工前に発注者への提出が必要です。）

また、建設業法第19条では、建設工事の請負契約の内容については、書面化し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことになっているので、設問のような場合は、書面契約を行うよう指導するのが元請業者としての責務となります。

Q9-3

次の業務について契約した場合、下請負人届や再下請負通知書の提出、施工体制台帳、施工体系図に記載する必要があるか？①交通誘導員業務、②清掃業務、③賄い、④建設資材の輸送、⑤生コンの輸送、⑥土砂の運搬、⑦建設機械のリース、⑧産業廃棄物処理（収集、運搬、処分）⑨オペレーター付きのコンクリートポンプ・クレーン作業、⑩生コン輸送及びコンクリート型枠への圧送や打設、⑪土砂の運搬及び積み込み作業

A： ⑨から⑪については、下請契約に当たりますので、下請負人届や再下請負通知書の提出、施工体制台帳、施工体系図に記載してください。
①から⑧については、下請契約に当たりませんので記載不要です。
ただし、①の交通誘導業務については、現場の安全確保に直接関わり施工

管理に密接に関わるため、下請契約ではありませんが下請負人届や再下請負通知書の提出、施工体制台帳、施工体系図に記載することが望ましいです。

Q 9 - 4

施工体系図は、工事関係者・公衆が見やすい場所に掲示することとされているが、業者が決まらなかったり、変更が多くあったりする場合、施工体系図等は、工事施工後すぐに掲示しなければならないか？また、変更がある場合は、すぐに訂正し貼り替えなければならないか？

A : 施工体制台帳は、建設業法施行規則により、変更があったときは遅滞なく変更後の当該事項を記載することとされており、施工体系図が施工体制台帳に基づいて作成されることを考えると、施工体系図も遅滞なく変更後（工事施工前）の当該事項を記載するよう努めてください。

Q 9 - 5

ダンプ運搬では、一人親方のダンプ運転手が多く、元請で管理できる実態にはないが、施工体制台帳に記載する必要があるのか？

A : 一人親方は請負人であり労働者でもあります。形式的には請負契約であっても、実質的に元請負人の指揮命令にある場合は、請負関係（請負人）ではなく労働関係（労働者）にあるため、施工体制台帳に記載する必要はないと考えられます。ただし、ダンプを集める会社等が代表して一人親方のダンプ運転手を集めた場合等で、建設工事における請負契約に該当する場合は、ダンプを集めた会社等の記載が必要です。また、その会社が建設業の許可を受けていれば、金額に係わらず主任技術者を配置し、個々のダンプを管理する必要があります。

Q 9 - 6

平成13年10月以降の契約工事から二次下請以降の契約額も明示した下請契約書を施工体制台帳に添付することとされたが、工種毎の内訳金額まで必要か？

A : 建設業法施行規則第14条の2第2項第1号が改正され、平成13年10月1日以降に契約を締結した公共工事については、施工体制台帳に添付する請負契約書の請負代金の額に関して、二次下請負人以下も明示することが義務付けられました。契約書については、建設業法第19条第1項に

において記載すべき内容として、「工事内容」、「請負代金の額」、「工事着手の時期及び工事完成の時期」等、15項目が定められています。このうち「請負代金の額」については、請負代金の総額のみを記載すれば、内訳までは記載する義務はありません。また、「工事内容」については施工体系図の作成主旨からも、施工の分担関係が分かるよう、具体的な内容が理解されるような工種の名称等(〇〇工、一式の表示ではわからないので、具体的な工種・種別、数量等を記載する)を記載してください。

Q9-7

施工体制台帳の添付書類の中で、注文書等の場合は内訳書も含めると膨大な量となるため、その表紙(工事名、工事場所、請負代金等)のみで良いか？

A： 単価、内訳書までは求めていませんが、注文書等の表紙だけでは不十分です。また、注文書、注文請書形式では、基本契約書又は基本契約約款が合わせて必要です。なお、工事内容が明確に分かるように記載する必要があります。

Q9-8

主任技術者としての資格を証明する場合で、建設業法第7条第2号ロの建設工事に関する10年以上の実務経験に該当する時は、どのような書面が必要なのか？

A： 建設工事に関する10年以上の実務経験を証明する書面としては、建設業法施行規則第3条第2項第2号に示す書式(様式第9号)を参考に、実務経験を証する使用者の証明書が必要となります。

なお、実務経験は、当該技術者が実際に施工に関わった実務の経験について認めることとなります。また、技術者が会社を変わっていれば、元会社の代表者の証明が必要となります。

※1. 電気と消防については、原則として実務経験は認めない。(第二種電気工事士等は、資格取得の実務経験が別途必要です。)

2. 計装業務の実務経験のみでは、電気の技術者とは認められない。

実務経験証明書の作成

- ① 「実務経験」とは、29業種の建設工事における技術上の経験であり、施工を指揮監督した経験、建設機械の作業等により実際に工事施工に携わった経験及びこれらの技術を習得するための見習い中の技術的経験等を示す。また、請負人としての経験に限られるものではないため注文者側においての設計に従事した経験や現場監督技術者としての経験も含まれる。ただし、工事現場の単なる雑務や事務系の仕事に関する経験は、実務経験とはみなさない。
- ② 実務経験証明書には、1人1業種分を記載すること。複数業種の経験を証明する場合（原則として1人2業種まで）は、別用紙に記載すること。ただし、2業種の実務経験を認定する場合、実務経験期間の重複は認められない。
- ③ 証明者は、当該建設業者の代表者とする。
- ④ 「最終学歴（学校・学科）又は実務経験を有する資格名」欄は、必要な実務経験の年数を確認するものであるため、最終学歴の学校名、学科名、卒業年月日（建設業法第7条（イ）、（ロ）該当者）又は実務経験を必要とする資格取得者の資格交付日（建設業法第7条（ハ）該当者）を記載する。
- ⑤ 「実務経験の内容」欄は、1営業年度に1件を目安に工事名を書くこと。記入した工事名の裏付け資料（契約書・注文書・請求書・領収書・工事日報・発注証明等）を提示すること。
 - ・10年以上の実務経験者の場合→記入した工事のうち5年分以上の裏付け資料を提示する。
 - ・上記以外の実務経験者の場合→記入した工事のすべての裏付け資料を提示する。
- ⑥ 「実務経験年数」欄は、直近の基準決算から遡って、必要な経験年数の期間に至るまで記載する。ただし、必要な経験年数の古い経験から順に記載する。

- ⑦ 「従事した立場」欄は、「現場施工」、「主任技術者補佐」、「主任技術者（ただし、必要な期間を経験した者のみ）」等、現場従事の立場を記載する。
- ⑧ 「勤務先名」は、該当する実務を経験した勤務先の名称を記載する。
- ⑨ 毎営業年度ごとに、経験を1年ずつ追加して記載する。

発行日 平成31年3月
発行者 茨城県牛久市
編集 牛久市総務部契約検査課